

行政別手当支給要綱

第1章 総 則

(目的及び適用範囲)

第1条 この「行政別手当支給要綱（以下「支給要綱」という。）」は、各施設が存在する行政が定める職員の処遇改善に伴う手当に関する取扱いについて定めるものとする。

2 この支給要綱における職員とは、社会福祉法人すくすくどろんこの会が設置運営する施設に勤務する職員のうち、各行政が定める支給対象となる職員（以下「対象職員」という。）をいう。

(清算)

第2条 支給要綱で定める手当の支給配分不足額については、年度内に対象職員に支給すること。

2 年度内に清算できない時は、各行政の指導に基づいて対応すること。

(実施規定)

第3条 この支給要綱に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、各施設の施設長が定め起案し、理事長の承認により行うこととする。

(改正)

第4条 この支給要綱の改正は、事務局が起案し理事長の承認により行うことができる。ただし、改定した時は、理事会に報告を行う。

第2章 印西市手当

(印西市手当)

第5条 印西市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「印西市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「印西市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(印西市手当の変更・廃止)

第6条 第5条の印西手当は、「印西市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第3章 野田市手当

(野田市手当)

第7条 野田市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(野田市手当の変更・廃止)

第8条 第7条の野田市手当は、「野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第4章 茂原市手当

(茂原市手当)

第9条 茂原市内の認定こども園に勤務する職員のうち、「茂原市民間保育士処遇改善事業補助金交付要綱」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「茂原市民間保育士処遇改善事業補助金交付要綱」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(茂原市手当の変更・廃止)

第10条 第9条の茂原市手当は、「茂原市民間保育士処遇改善事業補助金交付要綱」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第5章 川口市手当

(川口市手当)

第11条 川口市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「川口市保育士賃金補助事業」の要綱で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「川口市保育士賃金補助事業」の要綱に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(川口市手当の変更・廃止)

第12条 第11条の川口市手当は、「川口市保育士賃金補助事業」の要綱等の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第6章 横浜市手当

(横浜市手当)

第13条 横浜市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「横浜市処遇改善等加算取扱要領」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「横浜市処遇改善等加算取扱要領」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(横浜市手当の変更・廃止)

第14条 第13条の横浜市手当は、「横浜市処遇改善等加算取扱要領」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第8章 市川市手当

(市川市手当)

第15条 市川市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「市川市私立保育所等及び私立母子生活支援施設委託料市加算交付基準」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「市川市私立保育所等及び私立母子生活支援施設委託料市加算交付基準」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(市川市手当の変更・廃止)

第16条 第15条の市川市手当は、「市川市私立保育所等及び私立母子生活支援施設委託料市加算交付基準」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第9章 鎌ヶ谷市手当

(鎌ヶ谷市手当)

第17条 鎌ヶ谷市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「鎌ヶ谷市保育士処遇改善事業補助金」の要綱で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「鎌ヶ谷市保育士処遇改善事業補助金」の要綱に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(鎌ヶ谷市手当の変更・廃止)

第18条 第17条の鎌ヶ谷市手当は、「鎌ヶ谷市保育士処遇改善事業補助金」の要綱の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第10章 戸田市手当

(戸田市手当)

第19条 戸田市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「戸田市保育士緊急確保・定着促進事業補助金交付要綱」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「戸田市保育士緊急確保・定着促進事業補助金交付要綱」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(戸田市手当の変更・廃止)

第20条 第19条の戸田市手当は、「戸田市保育士緊急確保・定着促進事業補助金交付要綱」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

第11章 大阪市手当

(大阪市手当)

第21条 大阪市内の認可保育園に勤務する職員のうち、「大阪市保育士定着支援事業交付金交付要綱」で定める対象職員の処遇改善を図ることを趣旨として、「大阪市保育士定着支援事業交付金交付要綱」に基づいて定める額を対象職員に行政別手当として支給する。

(戸田市手当の変更・廃止)

第22条 第21条の大阪市手当は、「大阪市保育士定着支援事業交付金交付要綱」の改正等により、事務局にて起案し理事長の承認を得て、支給要綱の書き換えまたは廃止することができる。

附則

この要綱は、令和7年5月1日より施行する。ただし、支給要綱にて定める手当は令和7年4月1日に遡及して適用するものとする。